

原議保存期間 10年
(2030年3月31日まで)
公判事務課

最高検判第5号

平成31年4月19日

検事長 殿
検事正 殿

次長検事 塚 徹
(公印省略)

取調べの録音・録画の実施等について (依命通知)

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第54号)のうち録音・録画制度の導入に関する規定が平成31年6月1日から施行されることとなりました。

これまで、裁判員裁判対象事件、検察官独自捜査事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件及び精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件において、身柄拘束中の被疑者について取調べの録音・録画を実施してきたところですが、上記施行後も、引き続き、これら4類型の事件については、別添1「取調べの録音・録画の実施対象事件等」により、取調べの録音・録画を実施するので、遺漏なく行われるよう配意願います。

これらのうち、裁判員裁判対象事件(別添1の第1の1(1)裁判員類型のAに当たる事件)及び検察官独自捜査事件については、改正後の刑事訴訟法第301条の2による録音・録画義務及び録音・録画記録の証拠調べ請求義務の対象となりますので、特に留意願います。

また、これら4類型の事件以外の事件であっても、①公判請求が見込まれる身柄事件であって被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件の被疑者、②公判請求が見込まれる事件であって被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件の被害者・参考人については、別添2「取調べの録音・録画の試行指針」により取調べの録音・録画の試行を継続することとしたので、各庁の判断により試行対象事件に該当すると認める場合には、積極的に試行願います。

なお、以上の場合以外でも、検察官において、捜査・公判の必要上、取調べの録音・録画を行うことは差し支えありませんので、申し添えます。

おって、平成29年3月22日付け最高検判第4号当職依命通知「取調べの録音・録画の実施等について」は、本年5月31日をもって廃止します。

取調べの録音・録画の実施対象事件等

第 1 取調べの録音・録画の実施対象事件等

1 実施対象事件及び実施範囲

(1) 裁判員裁判対象事件等【裁判員類型】

ア 逮捕・勾留中の被疑者（勾留に代わる観護措置（少年法第 43 条第 1 項、第 17 条第 1 項第 2 号）が執られて少年鑑別所に収容されている者を含む。以下同じ。）につき、次に掲げる事件（注）について被疑者として取調べ（弁解録取を含む。以下同じ。）を行う場合には、その録音・録画を行うものとする（改正後の刑事訴訟法第 301 条の 2 第 4 項、第 1 項第 1 号、第 2 号参照）。

なお、この場合において、取調べの対象となる被疑事実が逮捕・勾留事実と同一であるか否かは問わない。

(ア) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

(イ) 短期 1 年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

イ 逮捕・勾留中の被疑者につき、弁論の併合により裁判員裁判で審理される見込みのある裁判員裁判非対象事件について被疑者として取調べを行う場合も、アと同様とする。

(2) 検察官独自捜査事件（司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件）【独自捜査類型】

逮捕・勾留中の被疑者につき、司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件について被疑者として取調べを行う場合には、その録音・録画を行うものとする。ただし、当該事件と関連する事件が送致され又は送付されている場合であって、司法警察員が現に捜査していることその他の事情に照らして司法警察員が当該事件を送致し又は送付することが見込まれているときは、この限りでない（改正後の刑事訴訟法第 301 条の 2 第 4 項、第 1 項第 3 号参照）。

なお、この場合において、逮捕・勾留が検察官による逮捕によるものか否かは問わず、取調べの対象となる被疑事実が逮捕・勾留事実と同一であるか否かも問わない。

(3) 知的障害者に係る事件【知的障害類型】

知的障害を有する逮捕・勾留中の被疑者で、言語によるコミュニケーションの能力に問題がある者、又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者につき、被疑者として取調べを行う場合には、その録音・録画を行うものとする。

(4) 精神障害者等に係る事件【責任能力類型】

逮捕・勾留中の被疑者で、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる者につき、被疑者として取調べを行う場合には、その録音・録画を行うものとする。

2 裁判員類型及び独自捜査類型の除外事由

(1) 個々の取調べについて、以下のいずれかに該当する場合には、取調べの全部又は一部について録音・録画を行わなくてもよいこととする（改正後の刑事訴訟法第301条の2第4項参照）。

ア 録音・録画に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、録音・録画を行うことができないとき

イ 被疑者が録音・録画を拒んだことその他の被疑者の言動により、録音・録画を行ったならば被疑者が十分な供述をすることができないと認められるとき

ウ 取調べの対象となる事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認められるとき

エ イ及びウに掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、録音・録画を行ったならば被疑者が十分な供述をすることができないと認められるとき

(2) 裁判員類型のア及び独自捜査類型については、前記除外事由のいずれかに該当しない限り、法律上、録音・録画が義務付けられている（改正後の刑事訴訟法第301条の2第4項）ので、留意すること。

また、逮捕・勾留中の被疑者を、弁論の併合により裁判員裁判で審理される見込みのある裁判員裁判非対象事件について被疑者として取り調べる場合（裁判員類型のイ）についても、これに準じて扱うこととする。

3 知的障害類型及び責任能力類型（裁判員類型及び独自捜査類型に該当するものを除く。）の除外事由

個々の取調べについて、以下のいずれかに該当する場合には、取調べの全部又は一部について録音・録画を行わなくてもよいこととする。

(1) 前記2(1)アないしエのいずれかに該当するとき

(2) 公判請求が見込まれないとき（ただし、責任能力類型については、責任能力以外の事情により公判請求が見込まれないときに限る。）

(3) 関係者の身体、名誉、プライバシー等の保護やその協力確保に支障を生じ

るおそれがある場合その他録音・録画を行うことが不相当であると認められるとき

- (4) 事案の内容、証拠関係、被疑者の供述態度・内容、録音・録画実施の経過、予定される取調べの内容等を考慮し、録音・録画を行う必要が認められないとき

第2 留意点

- 1 取調べの冒頭から録音・録画を行う場合には、やむを得ない事由があるときを除き、供述人が取調室に入室する時点から録音・録画を開始することとし、録音・録画した取調べの冒頭において、供述人に対し、適宜の方法で、録音・録画を開始していることを告知することとする。

取調べの録音・録画を終了する場合には、供述人に対し録音・録画を終了する旨を告知する時点又は供述人が退室する時点まで録音・録画を行うなどの適宜の方法により、録音・録画の終了時点を明確にすることとする。

- 2 裁判員類型のア及び独自捜査類型につき、除外事由に該当するとして録音・録画を行わないとの判断をするに当たっては、決裁官に対し、前記判断について事前に報告（取調べの状況によりやむを得ず事前に報告することができなかつたときは、事後に報告）するとともに、取調べ終了後、録音・録画を行わなかった理由を明らかにする報告書を作成して事件記録に編綴するものとする。
- 3 裁判員類型のアについては、司法警察職員が行う被疑者の取調べについても、前記第1、2(1)の除外事由のいずれかに該当しない限り、法律上、録音・録画が義務付けられていることから（改正後の刑事訴訟法第301条の2第4項）、警察における録音・録画が適切に実施されているかについても留意するものとする。
- 4 知的障害類型及び責任能力類型について録音・録画を行うに当たっても、取調べの適正を確保しつつ、事案の真相を解明することを念頭に置き、供述の任意性や信用性等に関する立証責任を的確に果たし、適正な処分や裁判を実現する上で、取調べ状況を客観的に記録することの重要性を意識し、できる限り広範囲な録音・録画を行うこととする。

(注) 内乱罪のうち、内乱首謀、内乱謀議参与及び内乱群衆指揮（刑法第77条第1項第1号及び第2号前段）は、地方裁判所が裁判権を有しないことから裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項に規定する事件には該当しないが、改正後の刑事訴訟法第301条の2第4項による取調べの録音・録画義務の対象には含まれるため、実施対象事件にも含めており、この「取調べの録音・録画の実施対象事件等」における「裁判員裁判対象事件」にはこれら内乱罪の一部も含む。

取調べの録音・録画の試行指針

第 1 試行の趣旨

取調べ状況の立証のために最も適した証拠は取調べを録音・録画した記録媒体であると認識され、捜査段階における供述の任意性・信用性等をめぐって争いが生じた場合に、同記録媒体による的確な立証が求められること等に鑑み、公判立証に責任を負う検察官として、そのような立証ができるようにするため、取調べの真相解明機能を損なわないよう留意しつつ、別添 1「取調べの録音・録画の実施対象事件等」に掲げるもの以外の事件についても取調べの録音・録画を行うものとする。

第 2 試行対象事件及び試行範囲

- 1 逮捕・勾留中の被疑者につき、公判請求が見込まれる事件であって、事案の内容や証拠関係等に照らし被疑者の供述が立証上重要であるもの、証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件について、被疑者として取り調べる場合（別件勾留中の被告人につき、前同様の事件について被疑者として取り調べる場合も同様とする。）
- 2 公判請求が見込まれる事件であって、被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなどの個々の事情により、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件の当該被害者・参考人を取り調べる場合

第 3 留意点

- 1 任意性・信用性等の的確な立証に資するよう、事案に応じて、取調べの全過程の録音・録画を含め、様々な録音・録画を試みるものとする。
- 2 個々の取調べについて、以下に該当する事情がある場合には、録音・録画を行わないものとする。
 - (1) 録音・録画を行えば、供述者が十分に供述をすることができず、取調べの真相解明機能が害される具体的なおそれがあると認められる場合
 - (2) 関係者の身体、名誉、プライバシー等の保護やその協力確保に支障を生じるおそれがある場合その他録音・録画を行うことが不相当であると認められる場合
- 3 警察から送致又は送付された事件における取調べの録音・録画の実施については、その旨を警察に連絡するなど、警察と緊密な連携を図るものとする。